



平成24年7月20日

さてさて、今回から心機一転新しい形となりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

国民年金保険料の「後納制度」について

★「後納制度」とは！

国民年金保険料を納め忘れた人が、保険料を10年遡って払うことができる制度が、平成24年10月からはじまります。

結果、国民年金額が増えたり、年金の受給資格を得ることができます。
 これまでは、保険料を遡って支払うことができるのは2年前の分まででした。
 その2年が10年となります。ただし、平成24年10月から3年間に限ります。

★「遡って10年」とは！

実施される平成24年10月から10年前の平成14年10月分までの保険料を払うことができます。
 国民年金の保険料を払うのは20歳～60歳の間なので、平成14年10月分から、払う人が60歳になるまでの間の分を払うことができます。

ただし、60歳以上でも高齢任意加入をして被保険者である場合も払うことができます。

ここは、かなりの**要注意部分**でして、

基礎年金がもらえる65歳を過ぎている人や、60歳をかなり過ぎた人が、今から10年遡った分の保険料が払えると、間違った理解をしてしまい、「保険料をまとめて払うからいくらになるの？」と聞いたりすることになっています。

あくまでも基本は、60歳までの払わなかった月の分になりますので、**要注意**です。

気になる人は一度、ご自分の保険料が払える月数を見てもらっては如何でしょうか？

そう、場所はもちろん年金事務所です。

ではでは、どんな人が保険料を払えるの？

① 20歳以上60歳未満の人	② 60歳以上65歳未満の人	③ 65歳以上の人
↓↓	↓↓	↓↓
10年以内に納め忘れの期間 (納付・免除以外)や未加入 期間のある人	①の期間の他に任意加入中 に納め忘れの期間のある人	年金の受給資格がなく 任意加入中の人など

★老齢基礎年金を受給している人は払うことはできません！

老齢基礎年金を繰上げ受給している人も含みます。

老齢基礎年金は受給資格を満たした人がもらっている年金なので、その計算の基礎となる月数が変わるような手続きはできません。

★手続きは申込みから

まずは、60歳以上で保険料の払い込み期間のある人から、順次申込書が送られることとなっています。

手続きは年金事務所です。

各年金事務所ではこの後納制度でのお客様の来所に備えて準備が着々とすすんでいる状況です。

★申込みの注意点

①過去3年度以前の保険料には当時の保険料に加算額がつかます。

②後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていきます。

③後納の利用期間は3年間(平成27年9月まで)です。納付書の使用期限に要注意

④申込み後には審査があり、お知らせすることになっています。

⑤一部免除された期間のうちの未納期間も後納可能ですが一般保険料額と同額となります。

⑥全額免除や一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認期間は後納できません。

納付する場合は「追納制度」の利用となります。

⑦合算対象(カラ)期間を使って受給資格を得る人は、その証明が必要です。